

共同募金広域助成申請にかかる審査基準

社会福祉法人 奈良県共同募金会

共同募金の広域助成申請にかかる審査については、「社会福祉法人奈良県共同募金会共同募金助成要綱」（以下、「要綱」という。）、「奈良県共同募金助成要領」及び「広域助成募集要項」によるほか、本審査基準の定めるところによる。

1 申請内容の審査により、助成対象とする事業

下記項目のすべてに該当すると認められる事業に対し助成する。

- ① 地域福祉、更生保護及びその他の社会福祉の向上に資する事業。
- ② 地域福祉課題を的確にとらえ、その課題解決に貢献する事業。
- ③ 寄付者の信頼に十分に答えることができ、共同募金の有用性の理解及び寄付促進につながる事業。

2 要綱第3条「助成対象事業の欠格要件」の(3)「事業実施に十分な資金を有すると認められるなど、助成金以外の財源で実施可能と認められる事業」を適用する基準

- ① 申請前年度の決算書(財務諸表等) [*注1]の当期末支払資金残高 [*注2] から申請年度の予算における年間事業活動費の3か月分を差し引いた額が助成対象事業費総額より高い場合。

[*注1] 各団体の財務諸表に該当する項目に読み替える。

[*注2] 当期末支払資金残高は流動資産と流動負債の差額(貯蔵品以外の棚卸資産、1年以内返済予定長期借入金等、引当金を除く)、すなわち、正味運転資金のことをいう。

なお、上記の算定にあたって、当期末支払資金残高のうち、申請年度以後3年以内に計画的に支出する臨時的経費が含まれている場合は、所定の理由書により当該支出額を明確にすること。

3 要綱第3条「助成対象事業の欠格要件」の(3)「事業実施に十分な資金を有すると認められるなど、助成金以外の財源で実施可能と認められる事業」の適用除外

以下の事業については、当該欠格要件を適用しない。

- ① 社会福祉団体が県内で主催する全国大会、近畿ブロック大会等の臨時的事業。
- ② 社会福祉法人奈良県社会福祉協議会が県域で実施する地域福祉推進事業(共同募金運動啓発事業を含む)及び市町村社会福祉協議会が実施する車両整備事業。